② 旧年金勘定

旧年金の給付については、基金法附則第16条において国庫負担されることが規定されております。また、同法附則第17条第１項及び第２項において国庫負担の平準化を図るため、基金は農林水産大臣の要請を受けて長期借入金を行うことが規定されていることから、旧年金の給付に要する費用の額に相当する額については、国庫負担金及び民間資金借入金により資金を調達しております。

民間資金借入金に係るリスクについては、同法附則第17条第３項の規定により政府保証を受けているところであり、また同条第４項の規定において債務の償還及び債務に係る利子の支払いに要する費用については、未収財源措置予定額として国庫が負担する旨が規定されているところでありますので、これらの規定によりリスクに備えております。

③ 農地売買貸借等勘定

農地等及びその附帯施設の買入・売渡、借入・貸付及び取得に必要な資金の貸付等については、「農業者年金基金の財務及び会計に関する省令」（昭和45年10月26日厚生・農林省令第１号）第３条の規定により、旧年金勘定からの借入金により資金を調達しております。

農地等割賦売渡債権、農地等取得資金貸付金及び破産・更生債権等については、個人に対する債権であり、貸付先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このため当基金では「売渡金債権及び貸付金債権の管理回収事務取扱要領」（平成15年10月１日制定）等の規定に従い、債権について個別に保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ⑴有価証券 | 4,647 | 4,647 | — |
| ⑵農地等割賦売渡債権 | 164 | | |
| 貸倒引当金 | — | | |
| | 164 | 164 | — |
| ⑶農地等取得資金貸付金 | 1,771 | | |
| 貸倒引当金 | △ 10 | | |
| | 1,761 | 1,761 | — |
| ⑷金銭信託 | 88,687 | 88,687 | — |
| ⑸投資有価証券 | 46,774 | 48,401 | 1,627 |
| ⑹未収財源措置予定額 | 385,480 | 392,118 | 6,638 |
| ⑺破産・更生債権等 | 98 | | |
| 貸倒引当金 | △ 81 | | |
| | 17 | 17 | — |
| ⑻一年以内返済長期借入金 | (71,280) | (71,912) | (632) |
| ⑼民間資金借入金 | (314,200) | (320,206) | (6,006) |

（注） 負債に計上されるものは、（ ）で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴有価証券、⑷金銭信託、⑸投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は信託会社から提示された価格によっております。

なお、投資有価証券については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年２月16日）第27の規定により償却原価法に基づいて算定された価格をもって貸借対照表計上額としております。

⑵農地等割賦売渡債権、⑶農地等取得資金貸付金、⑺破産・更生債権等

これらの債権については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（平成15年２月金融庁検査局長）に準拠して貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑹未収財源措置予定額

未収財源措置予定額は、一年以内返済長期借入金と民間資金借入金の合計金額であることから、それぞれの時価を合計して算定する方法によっております。

⑻一年以内返済長期借入金、⑼民間資金借入金

これらの時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

【追加情報】

金融商品の時価等の開示について、当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。

（賃貸等不動産関係）

千葉県柏市に賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

【追加情報】

賃貸等不動産の時価等の開示について、当事業年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日）を適用しております。

## 附　属　明　細　書

１．固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

（単位：千円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | 当期償却額 | 減損損失累計額 | 差引期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産（償却費損益内） | 建物 | 98,803 | — | — | 98,803 | 30,785 | 4,052 | 34,394 | 33,623 | |
| | 構築物 | 498 | — | — | 498 | 143 | — | 355 | — | |
| | 工具器具備品 | 94,290 | 793 | 6,288 | 88,795 | 61,164 | 12,791 | — | 27,631 | |
| | 計 | 193,592 | 793 | 6,288 | 188,097 | 92,092 | 16,843 | 34,749 | 61,254 | |